

「設計業務及び工事監理等業務に係る実態調査」に関する実施要領  
(戸建住宅以外用(資料 1-1))及び(戸建住宅用(資料 1-2))に関する Q&A

質問項目	質問内容	回答	回答日時
調査対象について	平成 30 年 4 月 1 日以降に完了したプロジェクトの業務実績を有しない、平成 30 年 4 月 1 日以降に完了した新築建築物に係わる業務をしていない状況ですが、本調査に回答しなくてよいでしょうか。	事務所調査の対象や業務量調査の対象に該当しない場合は、回答いただく必要はありません。	
	調査対象事務所に業務量を管理している事務所とあるが、少人数の為、物件毎に 1 日の業務量を管理していません。その場合、事務所調査のみ回答し業務量調査の回答不要と考えてよいですか。		
	各物件について人・時間による社内全体業務量のデータはあったとしても、標準業務と追加的な業務を区別した集計をしておらず、標準業務量を正確に把握できない場合は、いかが回答すればよろしいでしょうか。	追加的な業務を除き、「標準業務を実施するために実際に要した業務量」をご回答下さい。なお、該当する全ての業務の回答を強制するものではありません。ただし、業務実態を的確に把握するため、極力多くのプロジェクトについて回答いただけると幸いです。	
調査対象となる業務	調査対象となる業務は、「平成 30 年 4 月 1 日以降に完了した新築建築物の設計及び工事監理等の業務」となっていますが、現行告示第 98 号を適用して契約し完了した業務と考えてよいでしょうか。	本調査の趣旨は各プロジェクトの業務量を把握することであるため、告示 98 号を適用した契約でない場合においても、調査対象の要件を満たしているプロジェクトは本調査の対象です。	
	調査対象業務として「平成 30 年 4 月 1 日以降に完了した業務」とありますが、設計業務または工事監理等業務を一貫して受注した業務を対象とすることから、現在施工中の物件であっても、設計業務量のみ調査対象と考えて宜しいですか。または、完了している物件に限りますか。	契約の単位に関わらず、設計業務が完了している場合は本調査の対象となります。	
	調査対象に該当する業務のすべてを回答しなければいけないのでしょうか。	該当する全ての業務の回答を強制するものではありません。ただし、業務実態を的確に把握するため、極力多くのプロジェクトについて回答いただけると幸いです。	
	調査対象となる業務が過去約 4 年間の完了物件となっていますが、全ての対象物件となると、膨大な作業（業務量データの検索及び分析）となり、かなりの時間を要す事が予想されます。提出期限に間に合う様、対象物件に何らかの絞込み選択を行う事で宜しいでしょうか。		
該当する業務が多数ある場合、設計事務所の規模に応じて回答件数の目安等はあるのでしょうか？ (例えば 技術士 50 名以下・・・10 件、技術士 100 名以下・・・30 件等) また、受託金額の大きいものを優先する等調査対象の選定に関する考え方はあるのでしょうか。	特に目安や、調査対象の選定に関する考え方はありません。ただし、業務実態を的確に把握するため、極力多くのプロジェクトについて回答いただけると幸いです。		
業務量調査の対象となるプロジェクトが複数の場合、件数に下限はありますか？例えば、用途ごと規模別に分類し、10 件程度の回答で宜しいでしょうか。			

質問項目	質問内容	回答	回答日時
	<p>調査対象となる条件のうち「(iii) 基本設計、実施設計及び工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計（以下「意図伝達等」とする。）に関する業務を一貫して受託した業務又は工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務を一貫して受託した業務」についてお伺いします。</p> <p>「基本設計、実施設計及び工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務を一貫して受託した業務」で基本設計・実施設計と工事監理が別契約の場合は、発注者側の都合により「設計意図伝達業務」が工事監理に含まれるケースが殆どです。</p> <p>その場合、業務量調査に示されるうち「業務量」「設計業務に関する業務量の割合」において、「意図伝達等の業務量」を「工事監理等業務量」から減じ、設計業務量に加算したうえで設計業務に関する業務量と割合を算出するという考えで宜しいですか。</p> <p>調査対象となる業務の (iii) では「基本設計、実施設計及び意図伝達等の業務を一貫して受託した業務」とありますが、民間発注の業務では、意図伝達等の業務は、設計業務とはせず工事監理等業務に含めて契約する場合が一般的なため、工事監理等業務として実施していても「・・・一貫して受託した業務」として調査対象としてよいですか。</p> <p>調査対象となる業務の (iii) では「基本設計、実施設計及び意図伝達等の業務を一貫して受託した業務」とありますが、契約書は複数に分かれていても対象業務としてよいですか。</p> <p>調査対象となる業務の (iii) について、公共建築物の設計委託では、「実施設計業務委託」として発注されたもので、特記仕様書の業務内容に「基本設計の見直し」があり、実質的には基本設計の最初から全て実施したような場合は、基本設計を実施したものとよいですか。</p> <p>基本設計までを設計事務所が行い、実施設計・監理をゼネコン設計が引継ぐことがあります、その場合、まず基本設計の見直しを行うこととなりますが、この業務は実施設計の標準業務と見なしてよろしいでしょうか。</p>	<p>設計業務、工事監理等業務いずれも受託しており、基本設計、実施設計、意図伝達等の業務を全て実施したプロジェクトに関しては、ご質問の通りで構いません。なお、設計業務のみ受託し、かつ意図伝達業務を実施していないプロジェクトについては、本調査の対象外となります。</p> <p>同じプロジェクトの基本設計、実施設計及び意図伝達等業務を全て受託している場合は、本調査の対象となります。</p> <p>「基本設計の見直し」で実施した業務が基本設計の標準業務に該当する場合は、基本設計を実施したものとして下さい。</p> <p>「基本設計の見直し」で実施した業務が基本設計の標準業務に該当する場合は、基本設計を実施したものとして下さい。なお、実施設計の標準業務は『「標準業務」及び「追加的な業務」の業務内容について(資料2)』の「二 実施設計に関する標準業務」に掲げるものです。</p>	
事務所調査について	①事務所名称では、「正式名称で回答」「本店、支店等の区別がわかるように回答」とありますが、登記上の商号ではなく「建築士事務所登録申請書」の「建築士事務所」「名称」欄に記載のとおり省略することなく記載すればよいですか。	会社登録ではなく、建築士事務所登録を行った「建築士事務所登録申請書」に記載したとおりに省略することなく記載して下さい。	
業務報酬を構成する経費について	直接人件費と直接・間接経費の関係や、業務報酬を構成する経費について、この内容は前年度の1年分についてのものとなるのでしょうか、それとも業務量調査に記載した物件に要した内容となるのでしょうか、それとも平成30年4月1日以降～現在までの内容のものとなるのでしょうか。	直近の決算に基づいて、『「設計業務及び工事監理等業務に係る実態調査」に関する実施要領(資料1-1、1-2)』の「業務報酬を構成する経費」に定める経費ごとに整理したものを回答下さい。	

質問項目	質問内容	回答	回答日時
	<p>専業事務所の場合、営業担当者の給与は直接人件費に含めるのですか、間接経費の「直接人件費以外の人件費」になるのですか。</p>	<p>『「設計業務及び工事監理等業務に係る実態調査」に関する実施要領（資料 1-1、1-2）』の「業務報酬を構成する経費」に定めるように、直接人件費は、「設計業務及び工事監理等業務に直接従事する者について、当該業務に関して必要となる人件費」であり、間接経費は「設計業務及び工事監理等業務を行う建築士事務所を管理運営していくために必要な費用のうち、当該業務に関して必要となる費用」です。ご質問の営業担当者が建築士事務所を管理運営していくために必要な営業をしている場合、その給与は「間接経費」となります。</p>	
	<p>損益計算書における一般管理費に計上している役員給与、人件費等は全て間接経費の「直接人件費以外の人件費」に算入してよいですか。</p>	<p>『「設計業務及び工事監理等業務に係る実態調査」に関する実施要領（資料 1-1、1-2）』の「業務報酬を構成する経費」に定めるように、役員報酬は技術料等経費に含まれます。間接経費の「直接人件費以外の人件費」に算入しないようにして下さい。</p>	
	<p>直接人件費の額及び直接経費・間接経費の合計額の 2 種類の欄があるが、技術料等経費と特別経費はそのどちらにも含まれないと解釈してよいですか。</p>	<p>「直接人件費」、「直接経費」、「間接経費」、「技術料等経費」及び「特別経費」はそれぞれ別の経費です。本調査においては、「技術料等経費」及び「特別経費」は本調査の対象外です。</p>	
	<p>直接人件費の額には税金関係及び役員報酬は含まないと解釈してよいですか。</p>	<p>『「設計業務及び工事監理等業務に係る実態調査」に関する実施要領（資料 1-1、1-2）』の「業務報酬を構成する経費」に定めるように、法人税、地方税、株主配当金、役員報酬等は「技術料等経費」であり、直接人件費には該当しません。</p>	
<p>業務量調査について</p>	<p>調査票に記載するプロジェクトは1つでもOKでしょうか。また複数のプロジェクトを記載する場合は、何か基準となる選定条件はあるのでしょうか。</p>	<p>一つでも構いません。なお、回答頂くプロジェクトは、『「設計業務及び工事監理等業務に係る実態調査」に関する実施要領（資料 1-1、1-2）』の「調査業務となる業務」に記載している (i) ~ (v) の全てに該当する必要があります。</p>	
	<p>業務量調査の回答数に制限があるのですか。</p>	<p>回答数に制限はありません。業務実態を的確に把握するため、極力多くのプロジェクトについて回答いただくと幸いです。</p>	
	<p>省エネルギー基準に適合した設計の実施状況についての回答欄について、省エネ適合判定・省エネ計画の届出を行った場合は、チェック不要ですか。</p>	<p>設問 13-3 で「1. 受けた」又は 13-4、13-5 のいずれかで「1. 実施した」と回答頂いたプロジェクト、又は 13-3、13-4、13-5 いずれも「3. 構造設計事務所であるため、受託している業務の範囲外であり判らない」と回答頂いたプロジェクトについては、本設問は回答不要です。</p>	

質問項目	質問内容	回答	回答日時
建築物の種類、用途、床面積等の考え方	<p>主要な建築物の種類に付属する「事務所」「自動車車庫」や「その他」の部分については、主要な建築物の種類に含めて回答して宜しいでしょうか。</p> <p>単一用途であれば全て同一の「建築物の種類」とすることは可能ですが、事務所と商業のような複合建築の場合は適宜判断として宜しいでしょうか。</p>	<p>建築物の種類に付属する補完施設（※）については、「用途名称」欄に（補完）と記載の上、補完する主たる用途と同じ類型に含めてください。</p> <p>※補完施設：主たる用途を補完する施設（以下は例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自動車駐車場、車庫</li> <li>○事務所等に付随した飲食・物販店舗、クリニック、託児所等</li> <li>○工場に付帯して合築された倉庫</li> <li>○学校の校舎に合築された図書館、体育館やプール</li> </ul> <p>なお、2以上の「建築物の種類」で構成される「複合類型」の建築物の場合は、補完施設の面積は、構成される「建築物の種類」の面積案分等により、各類型の面積に加算してください。</p>	
	<p>告示 98 号（別添二・別表第 1）の表において、下記の用途はそれぞれ下記の建築物の種類、第 1 類・第 2 類の別にあてはめてよろしいでしょうか。</p> <p>鉄道関係【告示 98 号の用途】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 橋上駅舎【(十二) 文化・交流・公益施設 第 2 類】</li> <li>2) 地平駅舎【(十二) 文化・交流・公益施設 第 1 類】</li> <li>3) 高架下駅舎【(十二) 文化・交流・公益施設 第 1 類】</li> <li>4) 駅ビル【(五) 商業施設 第 2 類】</li> <li>5) 変電所・発電所【(二) 生産施設 第 2 類】</li> <li>6) 旅客ホーム上家【(一) 物流施設 第 2 類】</li> </ol>	<p>『「設計業務及び工事監理等業務に係る実態調査」に関する実施要領（資料 1-1、1-2）の「建築物の種類、用途、床面積等の考え方」に定めるように、「建築物の種類」及び「第 1 類・第 2 類の別」については、回答者が判断し、回答していただくこととさせていただきます。</p>	
業務量の考え方②	<p>「技術者が従事した標準業務に関する残業による業務量」についてお伺いします。残業による業務量について、当社では裁量労働制を導入しており、社内での財務管理に基づく業務量は一日あたり 7.5 時間の勤務時間に、深夜残業および休日出勤の時間を合算したものであり、裁量労働制における「みなし残業時間」を加味した業務量にはなっておりません。業務量の考え方の主旨に沿い裁量労働制上の「みなし残業時間」ではなく、実態に要した業務人・時間を回答する考え方で宜しいですか。</p> <p>役員の業務量等には、「使用人兼務役員」以外の役員（代表取締役、専務取締役など）の業務量も算入するのですか。</p> <p>業務量データに追加的な業務の業務量が含まれている場合、該当する追加的な業務の実施に必要な業務量を想定して業務量データから減算して回答すればよいですか。</p> <p>公共建築物の設計業務委託では、詳細積算（内訳明細書、拾い出し表、見積比較表など）を業務内容として発注するのが一般的ですが、これらの業務量は追加的な業務として減算しなければならないのですか。</p> <p>官庁施設の設計業務等積算基準に基づく公共建築物の設計業務委託では、詳細積算に係る業務量（実施設計に係る業務量×0.2）を含めて受託する場合がありますが、この詳細積算の業務量を減算するとき、実施設計の業務量×0.80 で算出してよいですか。</p>	<p>その考え方で正しいです。「標準業務を実施するために実際に要した業務量」をご回答下さい。</p> <p>当該役員がご回答頂くプロジェクトの標準業務を行っていた場合は、その業務量を算入して下さい。</p> <p>追加的な業務に要した業務量を除いた標準業務に要した業務量を回答して下さい。</p> <p>追加的な業務に該当する詳細積算業務に係る業務量については、ご回答頂く業務量からは除いてください。</p> <p>ご質問の詳細積算が追加的な業務に該当する場合には、全体の業務量に係数をかけた業務量ではなく、当該詳細積算に実際に要した業務量を除いた業務量を回答頂く必要があります。</p>	

質問項目	質問内容	回答	回答日時
業務量の換算率の表	近年、3次元CADや構造一貫計算ソフトなど、コンピューターを駆使することにより、昔に比べると業務時間の短縮化が進んでいます。今回の実態調査では技師Cを基準とした業務能力の換算表が細分化されていますが、コンピューターを駆使することにより、見習いでもない限り、表にあるような経験年数による業務量の差はここまでないと思われま。換算率の根拠は何でしょうか？	国土交通省にて定めている『令和4年度設計業務委託等技術者単価』の「①設計業務」の基準日額に基づいています。	
	弊社の原価管理システムでは、給与実態により3段階の技術者区分で管理していますが、換算率は「表の業務能力の換算率」を厳守しなければいけないのですか。	『「設計業務及び工事監理等業務に係る実態調査」に関する実施要領（資料1-1, 1-2）の「業務能力の換算率」の表に基づいて、ご回答下さい。	
	設備区分の業務量の換算における建築士以外の資格者（建築設備士、消防設備士、第一種電気工事士などの資格者）はどのように扱えばよいのですか。	A表に回答する場合は、『「設計業務及び工事監理等業務に係る実態調査」に関する実施要領（資料1-1, 1-2）の「業務量の考え方」に示すように、技師C相当の能力に対する当該補助員の能力に応じた換算率を設定の上、要した業務量と併せてご回答下さい。当該業務に従事した補助員が複数名いる場合は、平均的な換算率をご回答下さい。	
	当社は、作図作業は全て「補助業務」として、CADオペ、BIMオペが担当していますが、オペレータの大半は建築士で「技師C」相当又はそれ以上の業務経験があるものです。これらのオペレータの業務量は換算率により「技師C相当」へ換算して回答しなければいけないのですか。	B表に回答する場合は、『「設計業務及び工事監理等業務に係る実態調査」に関する実施要領（資料1-1, 1-2）の「業務量の考え方」に示すように、技師C相当の能力に対する当該補助員の能力に応じた換算率を設定の上、技師C相当の者が実施したものと換算し、ご回答下さい。	
	CADオペ、BIMオペの業務量を表の区分で換算するのは煩雑なため、業務内容を勘案して技師C以上は全て技師Cと見なして1.0で回答してよいのですか。	なお、換算率は、各建築士事務所が独自に定めるもので、定型的な方法はありません。	
	参考となる補助員の換算倍率（学歴、資格、業務経験などによる）をご教示ください。		
	補助員等が従事した場合の換算係数は、任意に決定して良いのでしょうか。		